意 見 書

平成23年4月4日

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部料金サービス課 殿

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくとらのもん

住 所 東京都港区虎ノ門2-10-1

氏 名 イー・アクセス株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう

代表取締役社長 エリック・ガン

連絡先 企画本部 企画部

mail:

TEL

FAX

「競争セーフガード制度に基づく検証結果 (2010年度) (案) に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

検証結果案		検証結果案	意見
(1) 第一	ア 指定要	指定しない設備を具体的に列挙する方式(ネガティブリスト方	検証結果案に賛成いたします。
種指定電気	件に関す	式)を採用すべきか、端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を	超高速ブロードバンドの普及促進を目指す「光の道」構想
通信設備に	る検証	区別して指定すべきか等の論点(意見5~6)について	の推進、及び IP 網への移行が今後進展することを想定すれ
関する検証			ば、指定要件に係る現行制度の枠組み及び運用に関する必要
		昨年度の検証過程においても示されたものであり、今回の検証に	性は、一層高まるものと考えますので、引き続き維持するこ
		おいて、これらの意見に対する考え方を変更すべき特段の事情は認	とが適当と考えます。
		められないことから、昨年度の検証過程で示した考え方を踏襲し、	
		指定要件に係る現行制度の枠組み及び運用は、引き続き維持するこ	
		とが適当である。	
	イ 指定の	次世代ネットワーク(以下、「NGN」という。)、地域IP 網、	検証結果案に賛成いたします。
	対象に関	ひかり電話網等のIP通信網について、第一種指定電気通信設備	NTT東西殿のサービスにおいては、FTTHの市場シェ
	する検証	の対象から除外すべきかという論点(意見8~9)について	アが 74.7%及び 0AB J-I P電話市場のシェアが 69.3%とい
			った非常に高い状況にあり(平成22年12月末時点)、また、
		昨年度の検証過程においても示されたものであり、今回の検証に	昨年 11 月に NTT 東西殿より「PSTN のマイグレーションに
		おいて、これらの意見に対する考え方を変更すべき特段の事情は認	ついて〜概括的展望〜」が示され、更には情報通信審議会に
		められないことから、昨年度の検証過程で示した考え方を踏襲し、	て 2011 年 3 月に電話網移行円滑化委員会が設置され、PSTN
		引き続き指定の対象とすることが適当である。	網から IP 網への移行を想定した議論が進められることから、
			NGN、地域 IP 網、ひかり電話網等の IP 通信網に対する接続
			事業者の事業展開上の不可欠性は一層高まるものと考えます
			ので、引き続き指定設備の対象とすべきと考えます。

	検証結果案	意見

(ア) NGN に係る収容ルータ等における加入者単位での接続機能をアンバンドル機能の対象とすべきかという論点(意見23) について

IPネットワークは、PSTN に比べると構築が容易であり、独自のIPネットワークを構築して独自のサービス等を提供している事業者も多いところである。したがって、競争事業者が自らのIPネットワークにユーザを収容することが可能であれば、IPネットワーク同士の競争を促進することが可能となる。

ただし、現状では、①ユーザは、NTT のFTTH サービスを選択すると、コア網はNTT (NGN) を選択するしかないといった実態にあり、②FTTH サービスにおけるNTT 東西のシェアは74%を超え、上昇傾向にある状況である。

以上を踏まえ、総務省においては、NGN において実現すべきアンバンドル機能・サービスやIP 網への移行に伴う課題について、その実現方法やコスト負担の在り方を含め、総務省及び関係する通信事業者・ISP などにおいて、速やかに検討の場を設け、本年中を目途に成案を得ることとしている。

2011年3月29日に示された情報通信行政・郵政行政審議会における答申にて、分岐単位接続料の設定については継続審議されることとなりましたが、今後の具体的な実現方法の検討においては、「NGNのオープン化検討」や「ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会」とも連携の上現状のNTT東西殿のネットワーク構成及び設備構成を踏まえつつ、より多くの事業者の提案を取り入れた多角的な議論を行う必要があると考えます。

なお、当社では、「光の道」構想にて示されているFTTHの 普及促進を実現するためには、FTTHにおいてもメタル回線 におけるラインシェアリングと同等の接続形態(以下、ファ イバーシェアリング)をルール化し、サービス毎に事業者を 選択可能とするサービス競争を推進させる接続形態の構築が 必要と考えます。

このファイバーシェアリングは、FTTHでの新たな競争環境に有効であると共に、FTTHの利活用を進め利用者選択による需要増を促進させるものと考えます。

検証結果案
(イ) 加入光ファイバにおいて1分岐単位での接続機能をアン
バンドル機能の対象とすべきかという論点(意見25)について
グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース取
りまとめ「「光の道」構想実現に向けて」(平成22 年12 月14 日)
において示されたとおり、1 芯(8分岐)単位での接続料設定と1
分岐単位での接続料設定には、以下のようなメリット・デメリット
が考えられる。
① 1 芯単位の接続料設定は、相対的には設備競争に配慮した方式
であるが、少ない分岐回線のみ利用する事業者にとっては割高
となる。
② 分岐回線単位の接続料設定は、利用分岐回線分だけのコスト負
担となるため、サービス競争が促進されると考えられるが、設
備競争への影響や効率的な利用のインセンティブが低下する
といった懸念が想定される。
上記の点も踏まえ、総務省及び関係事業者において、分岐回線単
位での接続料設定を含め、平成23 年度以降の接続料算定方法の見
直しに向けた具体的な検討を行うことされている。
総務省においては、NTT 東西から申請のあった接続料変更案に
ついて、平成23 年1月25 日に認可の適否を示さずに情報通信行
政・郵政行政審議会に諮問を行ったところであり、平成22 年度内
を目途に成案を得る予定である。

		検証結果案	意見
(2) 第一	ア 指定要	全ての携帯電話事業者又は上位3事業者を第二種指定電気通信	二種指定制度については、競争促進施策の観点から、市場
種指定電気	件に関す	設備規制の対象にすべきとの指摘(意見28)について	支配力を有する事業者を第二種指定電気通信事業者とし、よ
通信設備に	る検証		り公正な競争が促進されるよう制定された制度ですが、現行
関する検証		接続ルール答申で示されたとおり、二種指定事業者に指定する端	の指定電気通信設備では競争の促進には有効に機能していな
		末シェアの閾値(25%)については、他に採用すべき合理的な割	いと考えられるため(接続料算定においてはガイドライン化
		合も存在しないことから、現時点でこの考え方を変更する積極的理	等により成果が図られていることは理解)、二種指定制度の対
		由は認められないが、二種指定制度の規制根拠については、指定電	象閾値や規制レベルの見直しを適宜行うことが必要と考えま
		気通信設備制度の包括的な見直しが必要となった場合に、当該見直	す。
		しの中で改めて検証を行うことが適当である。	
		なお、接続ルール答申を受けて策定した二種指定ガイドラインで	
		示したとおり、二種指定事業者以外の携帯電話事業者についても、	
		検証可能性に留意した上で二種指定ガイドラインを踏まえた積極	
		的な対応を行うことが適当である。	
(3) 指定	ア NTT	NTT 東西の県域等子会社等において、禁止行為規制の潜脱行為	「光の道」構想においては、ボトルネック設備利用の同等
電気通信設	東西に所	が行われており、規制の実効性を確保する観点から、禁止行為規	性を図る観点から、NTT 東西の機能分離の実現及び子会社等
備制度に係	要の措置	制の対象を県域等子会社等にも適用する等の措置を講じるべきと	との一体経営への対応について電気通信事業法の一部改正案
る禁止	を要請す	の指摘(意見34)について	(※)が国会に提出されているところです。
行為規制等	る事項		
の検証		本意見で指摘されている事項について、NTT 東西から県域等子	(※)電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を
		会社への業務委託はNTT 東西の経営の効率化の観点から行われ	改正する法律案要綱(2011 年 3 月日)
		ていることから、それを制限するような措置をとることは望ましく	
		ないが、禁止行為規制の趣旨を踏まえれば、NTT 東西がその子会	第一電気通信事業法の一部改正関係(第一条関係)
		社に業務委託した場合に当該子会社が委託を受けた業務に関し反	一 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、電気通信業
		競争的な行為を行うことは当該規制を事実上潜脱するものとして	務又はこれに付随する業務を子会社に委託する場合、当該委託に係る業
		看過し得ないと考えられる。このことから「グローバル時代におけ	務に関し反競争的行為が行われないよう、当該業務の委託を受けた子会
		るICT政策に関するタスクフォース」の「過去の競争政策のレビ	社に対し必要かつ適切な監督を行わなければならないこととすること。

検証結果案

ュー部会」及び「電気通信市場の環境変化への対応検討部会」(以下「合同部会」という。)の取りまとめ等を踏まえて「光の道」構想に関する基本方針等を策定・公表したところである。当該基本方針等に基づき、子会社等との一体的経営への対応を含む電気通信事業法等の改正案が、今通常国会への提出に向けて閣議決定されている。

なお、本件については、これまでの競争セーフガード制度の運用においても、NTT 東西と県域等子会社との間の役員兼任の実態の報告を要請する等の対応を行ってきたが、上記改正法案に係る規定の整備等と並行して、NTT 東西と県域等子会社との間の役員兼任に伴い公正競争確保上の問題が発生しないかどうか引き続き注視していく必要があるため、NTT 東西に対し、当該実態の本年度の状況について報告を求めることとする。

意見

二 総務大臣は、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者から電気通信業務又はこれに付随する業務の委託を受けた子会社が反競争的行為を行っていると認めるときは、当該電気通信事業者に対し、当該委託を受けた子会社による反競争的行為を停止又は変更させるために必要な措置をとるべきことを命ずることができることとすること。

三 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため、当該第一種指定電気通信設備の設置、管理及び運営等を行う専任の部門を置く等当該第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た情報を

~略~

本法案は、接続情報の目的外利用等の反競争的行為を抑制する観点から NTT 東西殿本体による県域等子会社の適切な監督、及び NTT 東西殿における設備部門と営業部門の隔離等の義務付けとなっており、これら NTT 東西殿に要請される措置については NTT 東西殿主体で実施されるものとなりますが、ファイアーウォールの実効性を確保し、未然に問題事象が発生することを防止するためには、ICT タスクフォースにおいても議論されてきた第三者機関による監査スキームを導入すべきと考えます。

なお、接続情報の目的外利用の予防措置のみに留まらず、 現在の市場環境及び NTT グループの市場実態を見据えた上 で、禁止行為規制や特定関係事業者制度の見直しを図ること

検証結果案		意見
イ 引き続き ま項	検証結果案 (ア) 昨年のNTT 西日本の業務改善命令に象徴されるように、 NTT 東西が接続の業務に関して知り得た情報を目的外利用している実態があるとの指摘(意見32)について 一昨年NTT 西日本及びその県域等子会社において接続情報が目的外に提供された事案が発生したことを受け、昨年2月、他事業者情報の取扱いに関する業務の在り方について、NTT 西日本に対して業務の方法の改善及びその他の措置を講じることを命令するとともに、NTT 東日本に対して業務の運営の在り方について要請を行った。今後はNTT 西日本の業務改善計画、NTT 東日本の実施計画の履行状況等を引き続き注視していくこととする。	や、競争セーフガード制度を公正競争要件見直し検討への道筋がより明確になるような実効性の高いスキームへ再構築すること等、公正競争要件に係る法制度の抜本的な見直し等も並行して実施すべきと考えます。 NTT 西日本殿の情報漏洩問題により明らかになった公正競争確保における課題は、1つはNTT東西殿におけるファイアーウォールの構築が不十分であった点、そしてもう1つは、NTTグループに係る累次の公正競争要件に係る法制度とNTT東西殿と県域等子会社の業務実態に乖離があった点であると考えます。前者については、「光の道」構想の基本方針を受けて現在国会に提出されている電気通信事業法の一部改正にある通り、NTT東西殿において接続情報の目的外利用等反競争的行為を抑制する体制を義務付けることに加えて、客観的検証の観点から実効性を担保するために、第三者機関による監査を導入することは必須であると考えます。後者については、NTT東西殿の実質的な業務の実行部隊である県域等子会社を禁止行為規制及び特定関係事業者制度の対象に追加することで、接続情報の目的外利用等の反競争的行為の禁止をより厳格化する必要があると考えます。なお、機能分離についてはボトルネック設備利用に関する

検証結果案

(イ) NTT 東西の116 窓口において、接続に関して知り得た情報を用いたフレッツ光の営業活動が行われているとの指摘(意見33)について

本意見に指摘されている事案について、NTT 東西は、116 番への加入電話又はINS ネット64 の移転申込みを行う顧客に対し、当該顧客からの要望が無いにもかかわらずフレッツ光の営業活動を行うことを厳格に禁じており、これまでもその周知・徹底について要請及び取組状況の注視を行ってきたところである。また、上記NTT 西日本に対する業務改善命令等を受けて、NTT 東西において、116 窓口における他事業者情報の閲覧規制を実施している。仮に、NTT東西による措置が徹底されず116 窓口において他事業者情報の目的外利用が行われた場合には、電気通信事業法第30条第3項第1号に抵触し又は潜脱することとなるおそれがある。

意見

116 窓口における接続情報の目的外利用については、NTT 東西殿にて、業務改善計画及び実施計画にて 116 窓口における接続情報の閲覧規制を実施されたことは相応の評価は出来るものの、一方で現状これら取組みの実施状況及び効果を確認する方法としては、NTT 東西殿からの業務改善計画及び実施状況の定期報告のみに留まっているため、その実効性を確保する外部検証性の観点では不十分と考えます。

従って、NTT 東西殿におけるファイアーウォールの実効性を確保するためにも、ICT タスクフォースにおいても議論されてきた第三者機関による監査スキームを導入し、客観的検証性を高めるべきと考えます。

(カ) 公正競争環境を確保するため、NTT ドコモ、NTT データ等の電気通信事業者や県城等子会社等の非電気通信事業者をNTT 東西の特定関係事業者に追加すべきであるとの指摘(意見41)について

このため、NTT 東西における改善計画、実施計画等の適切な履

行が図られるよう、引き続き注視していくこととする。

電気通信事業法第31 条第1項及び第2項は、同法第30 条第3 項に係る禁止行為規制には該当しない行為について、第一種指定電 気通信設備を設置する電気通信事業者が特定関連事業者に比べて 他の電気通信事業者に不利な取扱いをした場合に電気通信事業者 NTT 西日本殿の情報漏洩問題や NTT グループの事業会社を跨ぐ共同マーケティングは競争セーフガード制度の意見書において各社から毎年指摘されているところであり、NTT グループの市場支配力の問題は、1999 年の NTT 再編成以降、競争環境における継続的な課題になっていると考えます。

従って、事業領域を超えた NTT の総合的なグループドミナンスにより着目し、また現在の NTT グループの組織や業務実態に対応する、公正競争要件に関する整理と再構築を行う必要があり、具体的には共に指定電気通信設備を有する NTT 東

March B. #	* D
	意見
間の公正な競争及び電気通信の健全な発達に及ぼす弊害が大きい	西殿と NTT ドコモ殿の一体的な事業運営による市場支配力
ことを鑑み、第一種指定電気通信設備を設置する事業者に対し、特	の行使を防止する観点から、例えば、NTT ドコモ殿を禁止行
定関連事業者との間においてさらに厳格なファイアウォールを設	為規制及び特定関係事業者制度の対象に追加することが適切
ける趣旨で規制を課すものである。	であると考えます。
子会社等との一体経営への対応については、これまでも競争セー	
フガードの検証等に基づきその状況を注視してきており、今般、合	
同部会の取りまとめ等を踏まえて「光の道」構想に関する基本方針	
等を定めたところである。当該基本方針等に基づき、電気通信事業	
法の改正案が今通常国会への提出に向けて閣議決定されている。	
また、上記の措置を含む当該とりまとめに盛り込まれた措置につ	
いては、毎年度の継続的なチェックに加え、制度整備の実施後3年	
を目処に、その有効性・適正性について、包括的な検証を行うこと	
としている。	
よって、特定関係事業者の指定範囲の拡大については、上記の措	
置の有効性を検証することが適当であり、引き続き注視していくこ	
ととする。	
(ケ) 活用業務制度の導入により日本電信電話株式会社等に関	現在、国会に提出されている法案によれば、NTT 法が改正
する法律(以下、「NTT 法」という。)やNTT 再編成の本来の目	され NTT 東西殿における県間通信業務が認可制から事前届
的と齟齬をきたし、またNTT 東西の業務範囲規制が形骸化してい	出制へと変更されますが、NTT 東西殿における業務範囲の拡
るとの指摘 (意見44)、IP化の進展と多様なユーザニーズに対	大については、「光の道」取りまとめにて示されている通り、
応し、より低廉で多様なサービスの提供が可能となるよう、活用	公正競争環境の確保に支障を及ぼさない範囲であること(※)
業務制度をこれまで以上に迅速かつ柔軟に運用すべきとの指摘	が原則と考えます。
(意見45)について	(※) 「光の道」 構想実現に向けて取りまとめ 総務省(2010年12月14日)
本指摘について、総務省は、NTT 法第2条第5項の規定及び	(4)ボトルネック設備利用の同等性確保の在り方
「東・西NTT の業務範囲拡大の認可に係る「公正な競争の確保に	(C)NTT 東西の業務範囲の在り方

検証結果案 意見

支障を及ぼすおそれ」のある場合等の考え方(平成13 年12 月11 日公表、平成19 年7月18 日改正。以下「東・西NTT の業務範囲 拡大に係る公正競争ガイドライン」という。)に従い、NTT 東西 が営もうとする活用業務がこれら要件を満たすか否かを審査した 上で、認可に係る判断を行ってきたところ。

グローバル化、IP化、ブロードバンド化等への積極的な対応を可能にするとともに、ICTの利活用を促進し、ブロードバンドの普及を図る観点からは、機能分離や子会社等との一体経営への対応等により更なる公正競争確保を図ることを前提に、市場環境の変化や消費者のニーズに迅速に対応できるよう制度・ルールの見直しが必要である。こうした観点から、合同部会の取りまとめ等を踏まえて「光の道」構想に関する基本方針等を定めたところである。当該基本方針等に基づき、NTT東西の業務範囲の弾力化を内容とするNTT法の改正案が、今通常国会への提出に向けて閣議決定されている。

また、上記の措置を含む当該とりまとめに盛り込まれた措置については、毎年度の継続的なチェックに加え、制度整備の実施後3年を目処に、その有効性・適正性について、包括的な検証を行うこととしている。

(コ) NTT 東西の「フレッツ・テレビ」サービスは、依然としてNTT 東西が放送サービスの提供主体であると誤認されている状況に変わりがないため、追加的措置を講じる必要があるとの指摘(意見46)について

NTT 法においてはNTT 東西が放送業を営むことは認められて おらず、「東・西NTT の業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライ

ウ

~略~

しかしながら、グローバル化、IP化、ブロードバンド化等への積極的な対応を可能にするとともに、ICTの利活用を促進し、<u>ブロードバンドの普及を図る観点からは、機能分離や子会社等との一体経営への対応等により更なる公正競争確保を図った上で、かつ、公正競争確保に支障が生じない範囲内で、NGN上のサービスの新たなメニュー追加など市場の環境変化や消費者ニーズに迅速に対応できるよう必要な制度・ルールの見直しを行うことについては、一定の合理性があるものと考えられる。</u>

したがって、活用業務制度の運用の弾力化を図る場合には、 行政による今まで以上により明確な基準をもって、競争環境 に与える影響のアセスメントが行われる必要がありますの で、省令やガイドライン等で担保されるべきと考えます。

NTT 東西殿の放送サービスへの関与形態が、業務範囲規制の形骸化を招くとの意見は、これまで競争セーフガード意見書にて各社より指摘されているところです。

この課題においては、提供主体の問題だけでなく、提供されるサービス内容も含めた多角的な検証を行う必要があると考えます。

例えば、2011年3月にNTT東日本殿より報道発表された

検証結果案		意見
	ン」においても活用業務に放送業は含まないとしていることを踏ま	「フレッツ・光ライト」(フレッツ光サービスにおける二段階
	えると、利用者が「フレッツ・テレビ」サービスをNTT 東西によ	定額料金、従量課金部分には放送サービス等オプションサー
	る放送サービスと誤解することのないよう、NTT 東西は放送サー	ビスのトラヒックを含まない)では、インターネット利用で
	ビスの提供主体が他社であることについて利用者が明確に理解で	なく「フレッツ・テレビ」といった放送サービス等との組み
	きるようにする措置を十分に講じることが適切である。	合わせを主とした販売が可能となります。
	このため、一昨年度の検証結果に基づく要請を受けて講じている	
	措置の運用状況等について引き続き注視していくこととする。	
		以上